

指定介護予防短期入所生活介護重要事項説明書

2022. 7. 1

【特別養護老人ホーム嘉齢荘】

当施設は介護保険の指定を受けています。
大阪府指定 第2770101901号

当施設はご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要支援認定の結果「要支援」と認定された方が対象となります。要支援認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 福生会 (ふくせいかい)
- (2) 法人所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (3) 電話番号 072-278-0205
- (4) 代表者氏名 理事長 柳川理恵
- (5) 設立年月日 昭和27年1月10日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 指定介護予防短期入所生活介護事業所
平成12年 1月31日指定 大阪府第2770101901号
※当事業所は特別養護老人ホーム嘉齢荘に併設されています。
- (2) 事業所の目的 指定介護予防短期入所生活介護は、介護保険法令に従い、ご契約者（利用者）が、可能な限りその居宅において、要支援状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護予防短期入所生活介護サービスを提供します。
- (3) 事業所の名称 特別養護老人ホーム 嘉齢荘 (かれいそう)
- (4) 事業所の所在地 大阪府堺市中区伏尾196番地
- (5) 電話番号 072-278-0205
- (6) 管理者氏名 乾 祐基

(7)当施設の運営方針 利用者みなさんの自主性と人権を尊重し、温かな家庭的雰囲気の中で、安心して明るく心豊かな生活営んでいただけるよう諸サービスの提供に努めることを基調とします。

利用者みなさんそれぞれの心身の状況、有する能力に応じたきめ細かな介護サービスを提供するとともに、可能な限り自立した日常生活が営めるよう支援します。

健康に配慮し栄養バランスのとれた食事の提供に努め、生きがいある生活を営めるようレクリエーション、行事、趣味活動を実施します。

利用者みなさんの立場にたって、福祉の心で対応します。

(8)開設年月 昭和47年5月1日

(9)営業日及び営業時間

営業日	年中無休
受付時間	日曜日、祝日を除く毎日。午前8時半～午後5時半

(10)利用定員 7人 (ただし、短期入所生活介護を含む)

(11)居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。(介護老人福祉施設および短期入所生活介護も含みます)

居室は、ご契約者の性別、心身の状況を考慮して決定します。

居室・設備の種類	室数	備考
個室	18	従来型個室
3人部屋	1	多床室
4人部屋	19	多床室
合計	38	
静養室	1	[主な設置機器] 平行棒、訓練台、肋木ほか 特殊浴槽、入浴用リフト
食堂	3	
機能訓練室	1	
浴室	3	
医務室	1	

※上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護予防短期入所生活介護に設置が義務づけられている施設・設備です。この施設・設備の利用にあたって、ご契約者が特別に負担する必要はありません。

3. 職員の配置状況

当施設では、ご契約者に対して指定介護予防短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

ただし、併設の介護老人福祉施設サービス（定員90名）、短期入所生活介護サービス及び当該介護予防短期入所生活介護サービスに関わる職員を合算した配置数です。職員は各サービスについて兼務します。

＜主な職員の配置状況＞※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

（令和 4年4月1日 現在）

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長（管理者）	1. 0	1名
2. 介護職員	34. 6	30名
3. 生活相談員	1. 0	兼務可1名
4. 看護職員	5. 0	3名
5. 機能訓練指導員	1. 0	1名
6. 介護支援専門員	1. 0	兼務可1名
8. 管理栄養士	1. 0	1名
7. 医師	嘱託3名	必要数

＜主な職種の勤務体制＞

職 種	勤 務 体 制
1. 医師	月火水木金土 14：00～16：00
2. 介護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 早朝： 7：30～10：00 10名 日中：10：00～16：30 12名 夕方：16：30～19：00 10名 夜間：19：00～ 7：30 4名
3. 看護職員	標準的な時間帯における最低配置人員 7：30～10：00 1名 10：00～16：30 2名 16：30～19：00 1名 19時以降はオンコール体制
4. 機能訓練指導員	週5日 8：00～19：00 のうち 9時間

☆ 土日は上記と異なります。

4. 当事業所が提供するサービスと利用料金

当事業所では、ご契約者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご契約者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1)当施設が提供する基準介護サービス（契約書第4条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、栄養士（管理栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状態および嗜好を考慮した食事を提供します。
- ・ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

（食事時間）朝食：8：00～8：40 昼食：11：50～12：30

夕食：18：00～18：40

③入浴

- ・入浴又は清拭を最低週2回行います。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復またはその減退を防止するための訓練を実施します。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

⑦送迎

- ・送迎車で居宅と施設間の送迎を行います。（通常実施地域：堺市内）
- ・介護保険対象のサービスですが居宅以外への送迎は全額自己負担となります。

<サービス利用料金>（契約書第7条参照）

別紙『サービス利用料金表』の通り、「介護予防短期入所生活介護サービス利用料金の自己負担額」、「居室に係る自己負担額」および「食事に係る自己負担額」をお支払いいただきます。

☆ご契約者がまだ要支援認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます（償還払い）。また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

(2) (1) 以外のサービス (契約書第 5 条、第 7 条参照)

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

①特別な食事 (酒を含みます)

誕生会等の行事食、おせち料理については内容によりその都度規定の割増料金をいただきます。この場合は前もってお知らせいたします。

②理髪・美容 (ご利用の期間により提供できない場合があります)

[理髪サービス]

月に 1 回、理容師の出張による理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

[美容サービス]

月に 1 回、美容師の出張による美容理髪サービスを利用いただけます。

利用料金：要した費用の実費

③レクリエーション、クラブ活動

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

④複写物の交付

ご契約者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

一枚につき 10 円

⑤日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。

購入額実費

おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

☆経済状況の著しい変化やその他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う 2 か月前までにご説明します。

(3) 利用料金のお支払い方法 (契約書第 7 条参照)

前記 (1)、(2) の料金・費用は、毎月サービス利用終了時に、ご利用期間分の合計金額をお支払い下さい。

(4)利用の中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定期間の前に、ご契約者の都合により、介護予防短期入所生活介護サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合には、サービスの実施日前日までに事業者申し出て下さい。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。ただし、ご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の50%

○サービスの利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況によりご契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時をご契約者に提示して協議します。

○ご契約者がサービスを利用している期間中でも、利用を中止することができます。その場合、すでに実施されたサービスに係る利用料金はお支払いいただきます。

5. 苦情の受付について（契約書第21条参照）

当事業所及び行政機関等の苦情・相談の受付窓口は下記のとおりです。

【事業者の窓口】 社会福祉法人 福生会 本部事務所	所在地	大阪府堺市中区伏尾196番地
	電話番号	072(278)0205
	ファックス番号	072(278)0525
	受付時間	午前8時半～午後5時半
	苦情解決責任者	管理者 乾 祐基
【市の窓口】 堺市役所 介護保険課	所在地	大阪府堺市堺区南瓦町3-1
	電話番号	072(233)1101
	堺保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(228)7477
	中保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(270)8195
	東保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(287)8112
	西保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(275)1912
	南保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(290)1812
	北保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(258)6771
	美原保健福祉総合センター地域福祉課	電話番号 072(363)9316
	受付時間	午前9時～午後5時15分
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 (土、日、祝日除く)	所在地	大阪市中央区常盤町1丁目3番8号(中央大通FNBビル)
	電話番号	06(6949)5418
	受付時間	午前9時～午後5時

令和 年 月 日

上記内容について、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」第133条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府堺市中区伏尾196番地
	法人名	社会福祉法人 福生会
	代表者名	理事長 柳川 理恵 印
	事業所名	特別養護老人ホーム 嘉齢荘
	説明者氏名	印

上記内容の説明を事業者から受け、指定介護予防短期入所生活介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	印

<重要事項説明書付属文書>

【特別養護老人ホーム嘉齢荘・介護予防短期入所生活介護事業】

1. 事業所の概要

- (1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 地下1階地上5階 2棟 2階建 1棟
(2) 建物の延床面積 3, 847㎡

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種> 配置状況は介護老人福祉施設及び短期入所生活介護の配置職員数を含みます。

介護職員…ご契約者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言を行います。

3名の利用者に対して、看護職員又は介護職員を1名の割合で配置しています。

生活相談員…ご契約者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

1名の生活相談員を配置しています。

看護職員…主にご契約者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。

4名の看護職員を配置しています。

機能訓練指導員…ご契約者の機能訓練を担当します。

1名の機能訓練指導員を配置しています

介護支援専門員…ご契約者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。

生活相談員が兼務します。

医師…ご契約者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。

3名の嘱託医師を配置しています。

3. 契約締結からサービスの提供までの流れ

- (1) ご契約者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、「介護予防サービス計画（ケアプラン）」がある場合はその内容を踏まえ、契約締結後に作成する「介護予防短期入所生活介護計画」定めます。契約締結からサービス提供までの流れは次の通りです。

(契約書第3条参照)

① 当事業所の介護支援専門員（ケアマネージャー）に介護予防短期入所生活介護計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を担当させます。



② その担当者は介護予防短期入所生活介護計画の原案について、ご契約者及びその家族に対して説明し、同意を得たうえで決定します。



③ 介護予防短期入所生活介護計画は、介護予防サービス計画（ケアプラン）が変更された場合、もしくはご契約者及びその家族等の要請に応じて、変更の必要があるかどうかを確認し、変更の必要ある場合には、ご契約者及びその家族等と協議して、介護予防短期入所生活介護計画を変更します。



④ 介護予防短期入所生活介護計画が変更された場合には、ご契約者に対して書面を交付して、その内容を確認していただきます。



- (2) ご契約に係る「介護予防サービス計画（ケアプラン）」が作成されていない場合のサービス提供の流れは次の通りです。

① 要支援認定を受けている場合

- 介護予防支援事業者の紹介等必要な支援を行います。
- 介護予防短期入所生活介護計画を作成し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、利用料金をいったん全額お支払いいただきます。（償還払い）

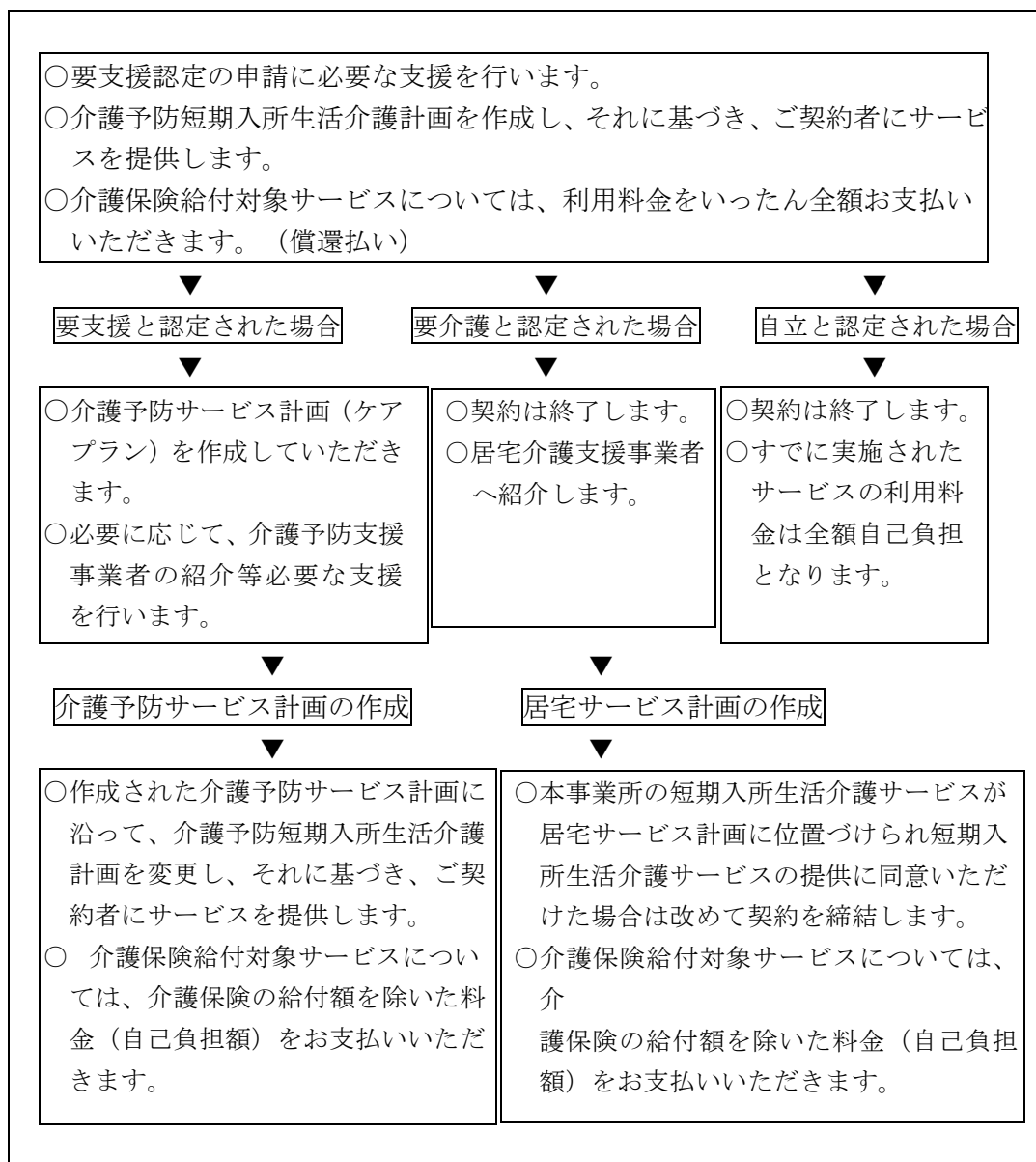


介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成



- 作成された介護予防サービス計画に沿って、介護予防短期入所生活介護計画を変更し、それに基づき、ご契約者にサービスを提供します。
- 介護保険給付対象サービスについては、介護保険の給付額を除いた料金（自己負担額）をお支払いいただきます。

② 要支援認定を受けていない場合



4. サービス提供における事業者の義務（契約書第10条、第11条参照）

当事業所は、ご契約者に対してサービスを提供するにあたって次のことを守ります。

- ① ご契約者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ② ご契約者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご契約者から聴取、確認します。
- ③ ご契約者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ ご契約者に提供したサービスについて記録を作成し、2年間保存するとともに、ご契約者又は契約者代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。

- ⑤ご契約者に対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただし、ご契約者または他の利用者の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録に記載するなど適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たご契約者又はご家族に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。
(守秘義務)
- ただし、ご契約者の緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にご契約者の心身等の情報を提供します。
- また、ご契約者の円滑な退所のための援助を行う際には、あらかじめ文書にて、ご契約者の同意を得ます。

5. サービスの利用に関する留意事項

当事業所のご利用にあたって、サービスを利用されている利用者の快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

衣類、履き物、日常生活必需品（ハサミ、針等危険物は除く）、移動補助具（車椅子、歩行器、杖）、床ずれ防止マット

その他施設が許可したもの

(2) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがって利用して下さい。

○故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○当事業所の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(3) 喫煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(4) サービス利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご契約者の希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、主治医による診療・治療を原則とします。又、次記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。）

①協力医療機関

名 称	嘉齡荘診療所	阪和第二泉北病院	阪和記念病院	阪和病院
所 在 地	堺市中区伏尾 1 9 6	堺市中区深井北町 3 1 7 6	大阪市住吉区 荻田7-11-11	大阪市住吉区 南住吉3-3-7
診 療 科	内、整外、外 眼	内、整外、外、歯 神経内、眼	脳外、循環器 内、泌尿器	内、皮膚、リハビリ

②協力歯科医療機関

名 称	もずデンタルクリニック
所 在 地	堺市北区百舌鳥赤畑町3-161-1

堺平成病院
堺市中区深井沢町6-1 3
内、外、整形、泌尿器、脳神経
皮膚、

6. 損害賠償について（契約書第13条参照）

当事業所において、事業者の責任によりご契約者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご契約者に故意又は過失が認められる場合には、ご契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応について

当事業所において、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族、介護予防支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

8. サービス利用をやめる場合（契約の終了について）

契約の有効期間は、契約締結の日からご契約者の要介護認定の有効期間満了日までとします。ただし、契約期間満了の2日までに契約者から契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができますが、仮にこのような事項に該当するに至った場合には、当事業所との契約は終了します。（契約書第16条参照）

- ①ご契約者が死亡した場合
- ②要介護認定又は要支援認定によりご契約者の心身の状況が要介護又は自立と判定された場合
- ③事業者が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合
- ④施設の滅失や重大な毀損により、ご契約者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑤当事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑥ご契約者から解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい）
- ⑦事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい）

契約の有効期間であっても、ご契約者から利用契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の7日前までに解約届出書をご提出下さい。

ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②ご契約者が入院された場合
- ③ご契約者の「居宅サービス計画（ケアプラン）」が変更された場合
- ④事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護予防短期入所生活介護サービスを実施しない場合
- ⑤事業者もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご契約者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご契約者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2)事業者からの申し出により退所していただく場合（契約解除）（契約書第19条）

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3か月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者もしくはサービス従事者がもしくは他の利用者等の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合

(3)契約の終了にともなう援助（契約書第16条）

契約が終了する場合には、事業者はご契約者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。

9. 緊急時の対応について

利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

10. 非常災害対策について

非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行います。

11. 身体的拘束等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。やむを得ず身体的拘束を行う場合には次の手続きにより行います。

- (1) 身体拘束検討委員会を設置する。
- (2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束にかかる態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 利用者又は家族に説明し、その他の方法がなかったか改善方法を検討する。

12. 虐待防止について

利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講じます。

- (1) 虐待を防止するための職員に対する研修の実施
- (2) 利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

また、職員又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報します。